

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成30年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年12月4日（火曜日） 午後7時から	丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所本館2階第3会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成30年11月20日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市整備部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課に提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画公園の変更案の概要

中讃広域都市計画公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・5・101	丸亀総合運動公園	丸亀市金倉町字上下所 丸亀市金倉町字道上 丸亀市新田町字池東 丸亀市新田町字道上 丸亀市原田町字東三分一 丸亀市原田町字西三分一	約40.2ha	陸上競技場 野球場 プール テニスコート 体育館 球技場 多目的広場

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市整備部都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。